

「市・県民税の申告」と「所得税などの確定申告」

担当 市民税課
☎046(252)8833
FAX046(252)8550

市では、市・県民税の申告を随時受け付けています。また、各会場で所得税および復興特別所得税の確定申告・相談を受け付けます。

医療費控除の改正

令和2年分の確定申告から、医療費控除の適用に「医療費控除の明細書」の添付が必要になるのでご注意ください。平成29年分〜令和元年までの各年度の確定申告は、医療費の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に医療費の領収書を提示することで医療費控除の適用が可能です。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存してください(税務署から求められたときは、提示または提出をお願いします)。
※医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付することで明細の記入を省略できます。

市・県民税の申告

前年の状況から申告が必要と思われる方へ、1月下旬に市・県民税の申告書を郵送しました。申告書が届いた方は、収入の有無にかかわらず申告してください。

申告をしないと、国民健康保険料や幼稚園・高等学校授業料負担などが軽減されなかったり、児童扶養手当などが受給できなかったりする場合があります。なお、所得税および復興特別所得税の確定申告をする場合は、市・県民税の申告が不要です。

●給与所得以外の所得合計額が20万円以下の給与所得者

●公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金など以外に20万円以下の所得(農業・不動産・一時所得など)がある方

●2カ所以上から給与の支払いを受けており、確定申告が必要ない方

●前年に退職し、再就職しておらず、確定申告をしていない方

●雑損(火災、盗難など)、医療費、生命保険料などの控除を受ける方

●前年に収入がなく、税法上の扶養親族(年間所得38万円以下)になっていない方

●前年に収入がない市外在住者の扶養親族

●前年に収入がない国民健康保険加入者

申告が必要な方

次のいずれかに該当する方で、申告書が届かない方は、市役所1階市民サロン特設会場(3月16日(火)以降は2階市民税課)または各出張所で申告書を受け取ってください。

●給与以外に不動産・配当・雑所得や年金などの、各種所得があり、所得税がかからない方

●勤務先から座間市へ給与支払報告書の提出がない給与所得者

●前年に収入がなく、税法上の扶養親族(年間所得38万円以下)になっていない方

●前年に退職し、再就職しておらず、確定申告をしていない方

●雑損(火災、盗難など)、医療費、生命保険料などの控除を受ける方

●前年に収入がなく、税法上の扶養親族(年間所得38万円以下)になっていない方

●前年に収入がない市外在住者の扶養親族

●前年に収入がない国民健康保険加入者

●生命・地震保険料などの控除を受ける場合はその控除証明書

●障害者控除を受ける場合は障害者手帳、療育手帳など

●生命・地震保険料などの控除を受ける場合はその控除証明書

申告方法

次の必要書類を〒252-1856座間市役所市民

税課宛てに郵送または市役所1階市民サロン特設会場(3月16日(火)以降は2階市民税課)へ提出してください。

◆必要書類
●申告書(市ホームページからダウンロード可)と印(認め印可)
●マイナンバー(個人番号)の分かるもの、身分証明書(運転免許証など)
●郵送時は写しも可。
●収入を証明する書類(源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など)
●社会保険料(国民健康保険税など)の支払領収書(国民年金保険料は控除証明書など)
●生命・地震保険料などの控除を受ける場合はその控除証明書

●障害者控除を受ける場合は障害者手帳、療育手帳など

所得税などの確定申告

(1) e-Taxによる申告

パソコンまたはスマートフォンなどから国税庁ホームページ(www.keisan.go.jp)または左記2次元バーコードへアクセスし、申告書などの作成・提出ができます。詳しくは



(2) 大和税務署での申告

同サイトをご覧ください。令和2年分の所得税および復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を次の通り開設します。入場には入場整理券が必要です。当日会場配布する他、LINEアプリで国税

庁LINE公式アカウントを友だち登録することで、日時指定の入場整理券を入手することができ(混雑状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります)。

○とき 2月1日(月) 3月15日(月)(土曜日を除く) 受け付け 午前8時30分〜午後4時 相談 午前9時〜午後5時(提出は午後5時まで) ※2月21日・28日(日)は開設。

○ところ 大和税務署(大和中央5-14-22) 問い合わせ先 大和税務署 ☎046(262)9411

(3) 郵送での申告

大和税務署、市役所1階市民サロン、各出張所で配布する確定申告書(国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロード可)に必要事項を明記の上、封筒に差出人(申告者)の住所、氏名を明記し、〒242-1856大和市中中央5-14-22大和税務署宛てに郵送してください。

確定申告書などの「控」に税務署の受付印が必要な方は、切手を貼り返信先(申告書に記載した住所と氏名)を記入した返信用封筒を同封してください。

なお、通信日付(消印日付)が提出日となります。

新型コロナウイルス感染症対策のため、市役所での作成済みの確定申告書の提出受付は行いません。

○とき 2月16日(火) 24日(水) 午前10時30分〜午後4時(受け付けは午前10時〜午後3時30分)(土曜・日曜日、祝日を除く)

○ところ イオンモール座間3階イオンホール

※当日入場整理券を配布します。混雑状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

(2) 市役所での相談

事前予約制の確定申告相談を次の通り受け付けます。

○とき 2月1日(月) 5日(金) 午前8時30分〜午後5時15分(初日

所得、寄附金・住宅借入金等特別控除、損失・準確定申告、相続・贈与・消費税、令和元年前分以前の申告相談は不可。

○予約方法 2月4日(木) 3月15日(月) 午前9時30分〜午後3時30分(土曜・日曜日、祝日を除く) に予約専用ダイヤル ☎046(252)8830 (申込期間外不通)へ

○とき 2月25日(木) 3月15日(月) 午前9時〜9時50分、午前9時50分〜10時40分、午前10時40分〜11時30分、午後1時〜1時50分、午後1時50分〜2時40分、午後2時40分〜3時30分(土曜・日曜日を除く)

○ところ 市役所5階5-1会議室

○内容 給与・公的年金所得の申告相談 ※個人年金、その他雑所得を除きます。また、事業・不動産・譲渡・配当・一時・公的年金を除く雑

所得、寄附金・住宅借入金等特別控除、損失・準確定申告、相続・贈与・消費税、令和元年前分以前の申告相談は不可。

○持ち物 マイナンバーの分かるもの、本人確認書類、源泉徴収票、各種控除証明書、医療費の明細書、銀行口座番号(本人名義)が分かるもの、印、前年分の確定申告書などの控え他

広報さま1月15日号4面でお知らせした税理士会の無料申告相談(2月5日(金)・8日(月))は、緊急事態宣言発出および新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

市温室花卉組合員である6軒の園芸農家によって丹精込めて育てられた鉢物や苗物、切り花など20種類約80点の花を集め展示する「第26回花のミニ展覧会」を開催します。

○とき 2月1日(月) 5日(金) 午前8時30分〜午後5時15分(初日

○入場 自由

○内容 洋ラン、プリムラ、パンジー、スイートピー、ユリ、ガーベラなどの展示

○ところ 市役所1階エレベーター前

○内容 洋ラン、プリムラ、パンジー、スイートピー、ユリ、ガーベラなどの展示

○入場 自由

第26回花のミニ展覧会

担当 農政課
☎046(252)7901
FAX046(252)31550

市温室花卉組合員である6軒の園芸農家によって丹精込めて育てられた鉢物や苗物、切り花など20種類約80点の花を集め展示する「第26回花のミニ展覧会」を開催します。

○とき 2月1日(月) 5日(金) 午前8時30分〜午後5時15分(初日

○入場 自由

○内容 洋ラン、プリムラ、パンジー、スイートピー、ユリ、ガーベラなどの展示

○入場 自由